



海外赴任中に現地の方と結婚した際の社会保険上の扶養追加について

第334回

下地さん：こんにちは、みらい先生。実は最近、現地でお付き合いしている方と結婚することになりました。

みらい：それはおめでとうございます。海外ですてきな出会いがあったんですね。

下地さん：ありがとうございます。そこで一つ気になったことがあるのですが、結婚する相手は外国籍で、現地の会社で働いています。この場合、配偶者を日本の社会保険の扶養に入れることはできるのでしょうか。

みらい：外国籍であることは問題ありません。ただし、「日本国内居住要件」という原則があります。

下地さん：それはどのような内容でしょうか。

みらい：日本国内に居住していること（日本に住民票があること）が必要になります。ただし、住民票が日本国内にあっても、実際には海外で働いており、日本での居住実態がない場合は、認められないこともあります。

下地さん：そうすると、私の配偶者を扶養に入れることはできないのですかね……。

みらい：例外があります。今回のような「海外赴任中の結婚」であれば、いくつかの要件を満たせば、扶養に入れることができます。

下地さん：可能性はゼロではないのですね。どのような要件でしょうか。

みらい：次の要件を満たした場合には、特例として、扶養の手続きができます。

(1) 海外赴任中に新たに身分関係が生じたこと（結婚した配偶者や、生まれた子どもなど）

(2) 日本に生活の基礎があると認められること（赴任終了後日本で生活する予定である、日本人配偶者の収入で生計を維持している、など）

下地さん：なるほど。(1)は事実どおりなので、まったく問題なさそうです。(2)は、いずれ一緒に日本に帰国する予定です。私の収入で生計維持、ということですが、現地の会社で働いていると難しいでしょうか。

みらい：そうですね。海外の給与水準にもよります

が、たとえば、現地でフルタイムで働いている場合は、扶養基準（原則、円換算で130万円未満）を超えるケースも多いため、認められない可能性があります。まずは配偶者の収入状況を確認しておくことが大切です。

下地さん：早速確認してみます。手続きにあたって、なにか準備しておくことはありますか。

みらい：婚姻証明書や収入証明書などが必要になります。なお、海外で発行された証明書の場合は、日本語の翻訳文を添付する必要があります。翻訳文には、翻訳者の署名なども必要になることがありますので、その点も注意してください。

下地さん：海外の書類だと準備にも時間がかかりそうですね。

みらい：そうですね。なお、加入している健康保険組合によっては、求められる書類が異なる場合もありますので、事前に会社を通じて確認しておくことで安心です。

下地さん：ありがとうございます。ちなみに、もし将来子どもが生まれた場合、扶養に入れることはできるのでしょうか。

みらい：はい、子どもも要件を満たせば扶養に入れることができます。手続きの際は、出生を証明する書類の提出を求められます。

下地さん：わかりました。まずは配偶者の収入状況を確認しつつ、会社に相談してみようと思います。今日はありがとうございました。

<筆者紹介>

みらいコンサルティンググループ

(本社：東京都中央区・国内25拠点)

現地法人：中国（北京・上海・深セン）・マレーシア（KL）・ベトナム（ハノイ・ホーチミン）・シンガポール・タイ（バンコク）・バングラデシュ（ダッカ）
JapanDesk：米国（LA）・中国（大連）・台湾・香港・ミャンマー・フィリピン・カンボジア・インドネシア・インド・ネパール・スリランカ

URL：http://www.miraic.jp/